

令和5年度 第9回柿崎区地域協議会 次第

日時：令和5年12月19日（火） 午後6時～
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 諮問事項

- (1) 頸北斎場の管理の在り方について

5 報告事項

- (1) 地域計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3
- (2) まちづくりフォーラムの内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4
- (3) 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告・・・・・・・・・・・・・資料 5 資料 6
- (4) 第3回上越市環境影響評価会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 7

6 その他

- (1) 会議の開催日程について

① 第5回明日へつなぐ事業検討委員会

日 時：令和5年12月19日（火） 地域協議会本会議終了後
会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305 会議室

② かきざき空き家利活用協議会 第5回設立準備委員会

日 時：令和6年1月15日（月） 午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305・306 会議室

③ 第10回柿崎区地域協議会

日 時：令和6年1月16日（火）午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

④ 第3回まちづくりフォーラム実行委員会

日 時：令和6年1月16日（火）地域協議会本会議終了後

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305 議室

⑤ 第7回柿崎区地域協議会だより編集委員会

日 時：令和6年1月16日（火）地域協議会本会議終了後

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 306 会議室

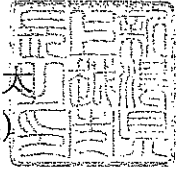
7 閉 会



上福第 3.3 5 1 7 号
令和 5 年 1 2 月 1 5 日

柿崎区地域協議会
会 長 吉 井 一 寛 様

上越市長 中 川 幹 太
(健康福祉部福祉課)



頸北斎場の管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により
意見を求めます。

記

諮問第 8 4 号 頸北斎場の管理の在り方について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

当該施設の管理の在り方を別紙のとおり変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及
ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

○上越市斎場条例

昭和47年3月29日

条例第18号

改正 昭和60年9月24日条例第35号

昭和62年3月25日条例第13号

平成4年3月25日条例第21号

平成8年3月28日条例第16号

平成16年12月21日条例第148号

平成24年6月21日条例第26号

令和2年12月16日条例第50号

(設置)

第1条 斎場を、次のとおり設置する。

名称	位置
上越斎場	上越市大字居多776番地
頸北斎場	上越市柿崎区柿崎10496番地1

(定義)

第2条 この条例において「住民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(使用時間)

第3条 斎場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 上越斎場 次のとおりとする。

ア 火葬炉 午前9時30分から午後3時まで

イ 祭場 午前9時30分から午後6時まで

(2) 頸北斎場 午前10時30分から午後3時まで

(使用許可)

第4条 斎場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 申請者が、本市の住民でないときは、市長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。

(使用料)

第5条 前条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなけれ

ばならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始後に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除又は減額することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者

(2) 特別の理由があると認める者

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、市長において特別の理由があると認める場合のほか、返還しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 上越市火葬場条例（昭和46年上越市条例第14号）は、廃止する。

附 則（昭和60年条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の使用料に関する規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上越斎場条例の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上越斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第148号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) その他の規定 平成24年7月9日

附 則 (令和2年条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市斎場条例の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

区分		単位	住民	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎等	1件	2,800円	8,400円
	産汚物		1,400円	4,200円
	小動物等 (頸北斎場に 限る。)	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円
		5～15kg未満1 体につき	10,000円	20,000円
		15～30kg未満1 体につき	12,000円	24,000円

参考 現況の斎場条例

	30kg以上1体につき	15,000円	30,000円
祭場（上越斎場に限る。）	3時間（1時間を増すごとの加算額）	5,000円 (1,600円)	15,000円 (5,000円)
霊安室	1棺につき24時間	2,000円	6,000円

別紙

(変更点については、表中下線部及び太枠部分のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 定義（第2条関係）</p> <p>(1) この条例において「住民__」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている<u>者</u>をいう。</p> <p>2 施設</p> <p>現況規定なし</p> <p>3 使用時間（第3条関係）</p> <p>頸北斎場</p> <p>午前10時30分から午後<u>3</u>時まで</p>	<p>1 定義（第2条関係）</p> <p>(1) この条例において「住民等」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>ア 死亡時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていた者</u></p> <p><u>イ 本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p><u>ウ 本市に主たる事務所又は事業所を有する者（産汚物及び臓器を火葬する場合に限る。）</u></p> <p>2 施設（第3条関係）</p> <p>頸北斎場</p> <p>(1) 火葬炉</p> <p>(2) 小動物火葬炉</p> <p>(3) 告別ホール</p> <p>(4) 待合室</p> <p>(5) 収骨室</p> <p>(6) 霊安室</p> <p>(7) その他附属施設</p> <p>3 使用時間（第4条関係）</p> <p>頸北斎場</p> <p><u>(1) 火葬炉 午前10時30分から午後5時まで</u></p> <p><u>(2) 小動物火葬炉 午前9時から午後5時まで</u></p> <p><u>(3) その他の施設 午前9時から午後5時まで</u></p>

現況	諮問内容
<p>4 使用許可（第4条関係）</p> <p>(1) _____申請者が、<u>本市の住民</u>でないときは、市長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。</p> <p>5 使用料（第5条関係）</p> <p>(1) 前項の規定にかかわらず、小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。</p> <p>6 使用料の免除（第6条関係）</p> <p>市長は、<u>申請者が</u>次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除____又は減額することができる。</p> <p>(1) _____生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者</p> <p>(2) _____特別の理由があると認める者</p>	<p>4 使用許可（第5条関係）</p> <p>(1) <u>火葬される者又は申請者が</u>、_____住民等でないときは、市長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。</p> <p>5 使用料（第6条関係） 削除</p> <p>6 使用料の免除（第7条関係）</p> <p>市長は、_____次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除し、<u>又は減額</u>することができる。</p> <p>(1) <u>申請者が</u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者</p> <p>(2) <u>その他市長が</u>特別の理由があると認める者</p>

現況					諮問内容					
7 使用料（別表関係）					7 使用料（別表関係）					
区分		単位	住民	その他の者	区分		単位	住民等	その他の者	
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	30,000円	火葬炉	12歳以上	1体につき	10,000円	30,000円	
	12歳未満		6,000円	18,000円		12歳未満		6,000円	18,000円	
	死胎等	1件	2,800円	8,400円		死胎及び	1件につき	2,800円	8,400円	
	産汚物		1,400円	4,200円		身体の一部 （臓器を除く。）		1,400円	4,200円	
	小動物等（頸北斎場に 限る。）	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円	小動物 火葬炉	小動物	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円	
		5～15kg未満1体につき	10,000円	20,000円			斎場に 限る。）	5～15kg未満1体につき	10,000円	20,000円
		15～30kg未満1体につき	12,000円	24,000円				15～30kg未満1体につき	12,000円	24,000円
		30kg以上1体につき	15,000円	30,000円				30kg以上1体につき	15,000円	30,000円
霊安室		1棺につき24時間	2,000円	6,000円	霊安室		1棺につき24時間ごと	2,000円	6,000円	

現況	諮問内容
<p>8 別表備考 現況規定なし</p>	<p>8 別表備考 (1) この表に定める「住民等」の区分の適用については、火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。 (2) 霊安室の利用時間が24時間に満たないときは、24時間として計算する。</p> <p>9 附則 (施行期日) (1) この条例は、規則で定める日から施行する。 (適用区分) (2) 改正後の上越市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。</p>

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和5年11月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

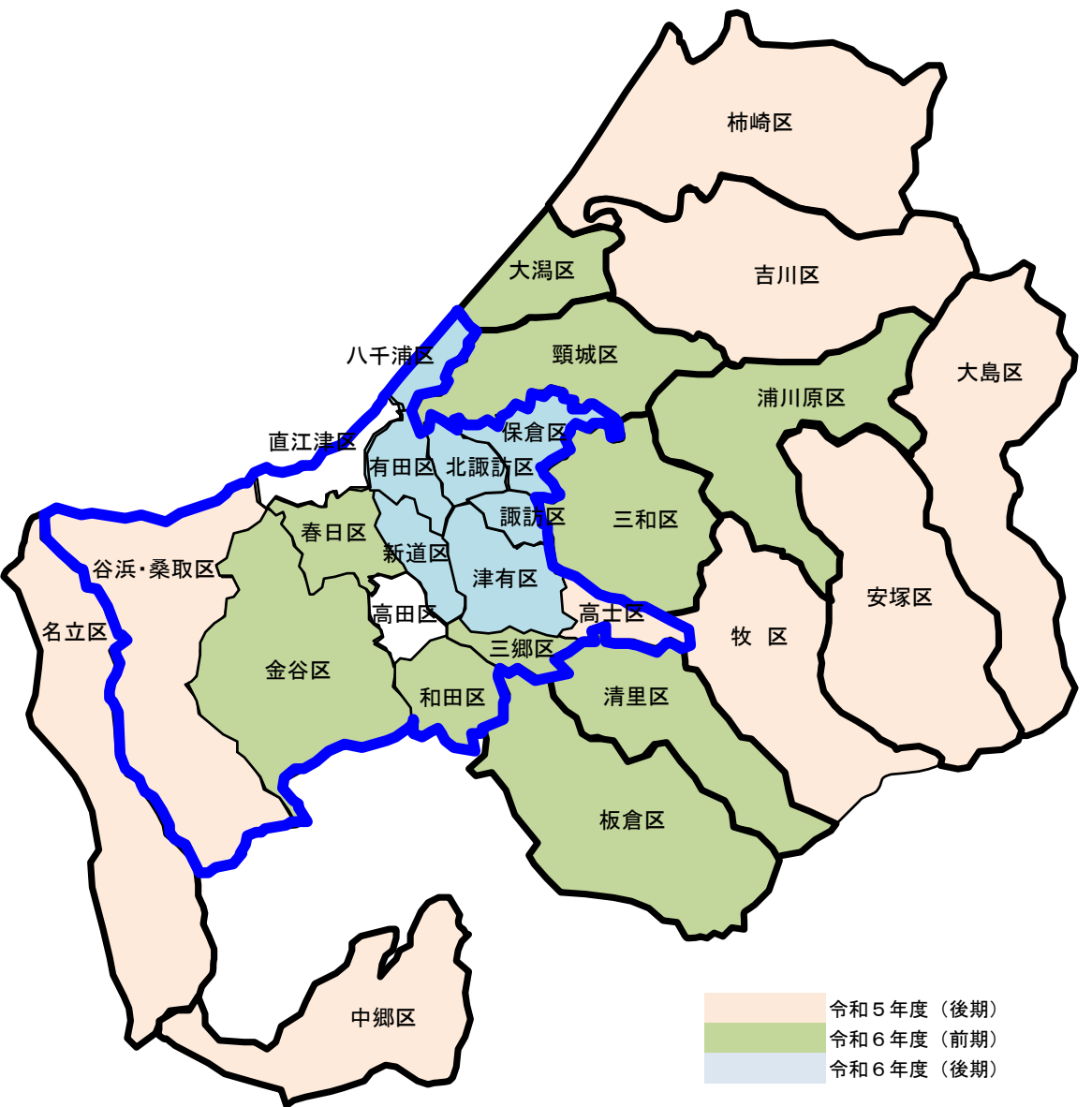
農業者等、農家組合長、町内会長、JAえちご上越、谷浜土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大湍区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域：26地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨その他

4 柿崎区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

柿崎区

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長、町内会長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、柿崎土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（柿崎区総合事務所）、上越市農業委員会、元気な農業づくり推進員

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会

- ・ 開催時期 : 令和6年1月～3月に2～3回の開催を予定

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。

まちづくりフォーラム実行委員会 会議記録

日時	令和5年11月21日(火) 19:30～20:30	出席者	岩野実行委員長、貝谷副実行委員長、薄波委員、 片桐(宏)委員、片桐(充)委員、小出委員、 小山委員
場所	柿崎コミュニティプラザ 305会議室		
記録者	事務局	欠席者	—
標 題	第2回まちづくりフォーラム実行委員会		
<p>■協議結果</p> <p>(1) 開催日時及び会場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月25日(日) 午前10時～正午 ・柿崎コミュニティプラザ 4階 ホール <p>(2) 内 容</p> <p>① 柿崎区地域協議会の活動報告(各10分+質疑5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの保育園を考える会 : 小山 慶委員長が報告 ・柿崎空き家活かそうプロジェクト: 蓑輪和彦委員長が報告 <p>② 地域協議会委員の改選について } (10分+質疑5分)</p> <p>③ 地域独自の予算事業の概要説明 }</p> <p>④ 明日へつなぐ事業検討委員会の取組(10分+質疑5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小出祥世委員長が報告 <p>⑤ 「はまなすバス」の運行状況について(10分+質疑5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人まちづくり振興会が10月2日に運行を始めた「はまなすバス」の概要、利用状況、課題等を説明する。 <p>⑥ 上越地区産業廃棄物最終処分場の整備について(40分+質疑5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人新潟県環境保全事業団が、パンフレット「上越地区産業廃棄物最終処分場の基本構想のあらまし」に沿い、スケジュールや整備場所、処分場の大きさ、安全対策、出雲崎町での課題と対策などの内容を織り込んで説明する。 <p><u>※⑤、⑥については、各団体と内容、説明時間等を協議中</u></p> <p>(3) 周 知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は団体の事業発表がないことから、フォーラムの参加人数が少ないと見込まれるので、委員から知人、友人等への声かけをお願いしたい。 <p>(1) 例年実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢チラシの全世帯回覧 ➢公共施設にチラシを設置 ➢地域協議会だより第52号による周知 ➢防災行政無線による周知 ➢各マスコミへの情報提供 ➢まちづくり団体へ案内 			

(2) 今年度あらたに実施

- ▶ 柿崎商工会青年部、女性部へ案内
- ▶ 上越漁業協同組合柿崎支所へ案内
- ▶ 各保育園にチラシを配置
- ▶ 飲食店にチラシを配置
- ▶ 中学生へ案内
- ▶ チラシに「質問を事前に受け付ける」旨を記載する。

■第3回実行委員会開催日

- ・日時：令和6年1月16日（火）第10回地域協議会本会議終了後
- ・会場：305会議室
- ・内容：日程の詳細確認、役割分担、資料の作成状況、会場レイアウト、準備物品の確認、チラシの確認等

以 上

みんなの保育園を考える会 会議記録

日 時	11月28日～12月5日	出席者	—															
場 所	各保育園																	
記録者	小山	欠席者	—															
標 題	区内4保育園の保護者を対象とした上越市保育園の適正配置等に伴う意見交換会の結果について																	
<p>この度、幼児保育課において、区内4保育園の保護者を対象に保育園の今後の方向性に関する意向調査の結果を踏まえた「統合・再編の枠組み」、「新園建設候補地選定」及び「民間移管」についての意見交換を行いましたので、その内容を報告します。</p> <p>1 日時及び会場等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育園名</th> <th>日 時</th> <th>出席者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柿崎第一保育園</td> <td>12月5日(火) 16:40～17:20</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>柿崎第二保育園</td> <td>11月28日(火) 15:00～16:00</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>上下浜保育園</td> <td>12月1日(金) 16:10～16:45</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>下黒川保育園</td> <td>12月1日(金) 16:05～16:45</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※会場は各保育園</p> <p>2 主な質問等</p> <p>Q1 候補地の柿崎体育館は、国道8号との交差点の交通量が多くS字カーブで勾配もあり、直江津方面から来ると先が見づらく危険である。 → 市としても、安全確保が重要だと考えている。必要に応じて右折レーンや信号機の設置、国道の拡幅など、国や警察へ働きかけていきたい。また、園児が園外に飛び出して事故に遭うことのないよう敷地周りにフェンスを設置するなど安全対策を講ずるほか、園舎を国道から離れた場所に建設することを考えていきたい。</p> <p>Q2 候補地は、馬正面から市道を使って送迎する保護者が多いと思うが、道路除雪はきちんとしてもらえるのか。 → 道路除雪は、路線により優先順位が決まっている。保育園が建ったからと言って一概に除雪の優先順位が上がるわけではない。</p> <p>Q3 柿崎体育館の敷地面積はどのくらいか。 → およそ7,000㎡で、柿崎第一保育園の敷地の2倍程度ある。</p> <p>Q4 旧運転免許センター跡地は使えないか。高台になっていて、子どもの安全を考えるとよい場所と考えるがどうか。 → 候補地は市有地を優先に考えており、柿崎体育館はその有力な候補地の一つとしている。旧運転免許センターは広すぎることなど、いくつかの課題があると思われるが、候補地として要望があることを確認した。</p> <p>Q5 前回の意見交換の際も、民間移管に対して不安の声が多くあったので、再度アンケートを行い保護者の不安要素をくみ取ってほしい。 → 民間移管に関しては、8月に実施したアンケートにおいても民間移管に対する</p>				保育園名	日 時	出席者数	柿崎第一保育園	12月5日(火) 16:40～17:20	2人	柿崎第二保育園	11月28日(火) 15:00～16:00	6人	上下浜保育園	12月1日(金) 16:10～16:45	11人	下黒川保育園	12月1日(金) 16:05～16:45	10人
保育園名	日 時	出席者数																
柿崎第一保育園	12月5日(火) 16:40～17:20	2人																
柿崎第二保育園	11月28日(火) 15:00～16:00	6人																
上下浜保育園	12月1日(金) 16:10～16:45	11人																
下黒川保育園	12月1日(金) 16:05～16:45	10人																

不安の声があったので、Q&Aにまとめ今回資料として配布した。Q&Aを読んでいただいても不安は残るかと思うが、その不安解消に努めつつ、最終的に民間移管するか、しないかについて、改めて保護者の皆さんにお聞きする。

- Q 6 民間移管した場合、事業者のレベルにより運営に差が出るのではないかと。
→ 保育指針、人員配置基準は国が定めているので、民間移管しても保育水準を確保したうえで保育園の運営を行う。公立保育園で行っていることを継承して運営していくので問題ない。
令和4年4月に民間移管した保育園では8か月後に保護者の皆さんにアンケートを実施したが、およそ7割の方から満足いただいている。
- Q 7 民間移管は、何をもって決定するのか。
→ まずは保護者の皆さんの不安を解消し、その後、保護者や地域の皆さんの意向を確認した上で、一定の理解を得られれば、民間移管を進めたい。
一方で、新しい保育園の運営等を受入れることを希望する民間事業者に一定の運営能力等が備わっていることが必要である。
- Q 8 開園までのスケジュールを示してほしい。
→ 開園は早くても令和10年4月と考えている。建物の設計、本体工事、附帯工事のほか、柿崎体育館の解体工事があるので、少なくとも5年程度は必要となる。
- Q 9 民間移管は、開園するまでの期間に話し合いを重ねて決定することとなるのか。
→ 保育園の運営だけを民間移管する場合は、引継保育や職員の採用に2年程度を要すると思う。しかし、民間事業者が保育園を建設するとなると、民間移管の実施可否を早めに決めなければならない。
- Q10 現在の保育環境がよい。先生が変わってもよくしてもらっており、それぞれの先生との触れ合いがあつてとてもよい。民間移管した場合、先生の異動はあるのか。
→ 保護者の皆さんは、保育士が定期的に変わることを望まれる方、不安に思われる方など感じ方はいろいろある。
民間移管先としては、主に市内の保育園を運営している民間事業者になると思われる。複数の保育園を運営していれば数人の異動はあるが、公立と違い、小規模の異動になる見込み。
- Q11 柿崎体育館は、柿崎小学校のスクールバス乗降場所にもなっている。保育園を建設した場合、どうなるのか。
→ 柿崎体育館は、市の再配置計画に基づき、解体する予定である。解体したあとは敷地面積が広くなり、安全面をクリアできればスクールバスの乗降場所として、引き続き使用することは問題ないとする。
- Q12 保護者は集まることはなかなか難しいので、スマホ等を使って意見募集できないか。
→ 本日、参加された皆さんで聞ききれなかったことや参加できなかった方の意見も把握したいため、後日、保育園を通じてアンケート用紙をお配りする。

以上

統合・再編の枠組み及び新園建設候補地選定について

1 統合・再編の枠組みについて

保育園の今後の方向性に関する意向調査の結果(※)等を受け、以下枠組みによる統合・移転整備を行う。
 > 柿崎区内における公立4保育園（柿崎第一保育園、柿崎第二保育園、上下浜保育園、下黒川保育園）

※ 参考：保育園の今後の方向性に関する意向調査の結果（R5.10保護者配布）

○枠組み（案）に関する意向

意向	柿崎第一保育園		柿崎第二保育園		上下浜保育園		下黒川保育園		4保育園合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
賛成	20	43.5%	14	36.8%	7	46.7%	8	40.0%	49	41.2%
やや賛成	19	41.3%	15	39.5%	8	53.3%	9	45.0%	51	42.9%
やや反対	6	13.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	5.0%	8	6.7%
反対	1	2.2%	6	15.8%	0	0.0%	2	10.0%	9	7.6%
分からない	0	0.0%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
計	46	100.0%	38	100.0%	15	100.0%	20	100.0%	119	100.0%

2 新園建設候補地選定について

（候補地選定の考え）

各園の施設課題及び意向調査での主な意見を基に検討する。

- ◆エリア：地区内に所在する。
- ◆人口分布：より多くの方が居住している。
- ◆災害リスク：災害リスクが低い（又は避難所が近い）。
- ◆敷地面積：最低5,000㎡前後を確保する。
- ◆周辺道路：一定の道路幅を確保する。
- ◆所有者：公有地を優先する（該当地が無い場合は私有地）。

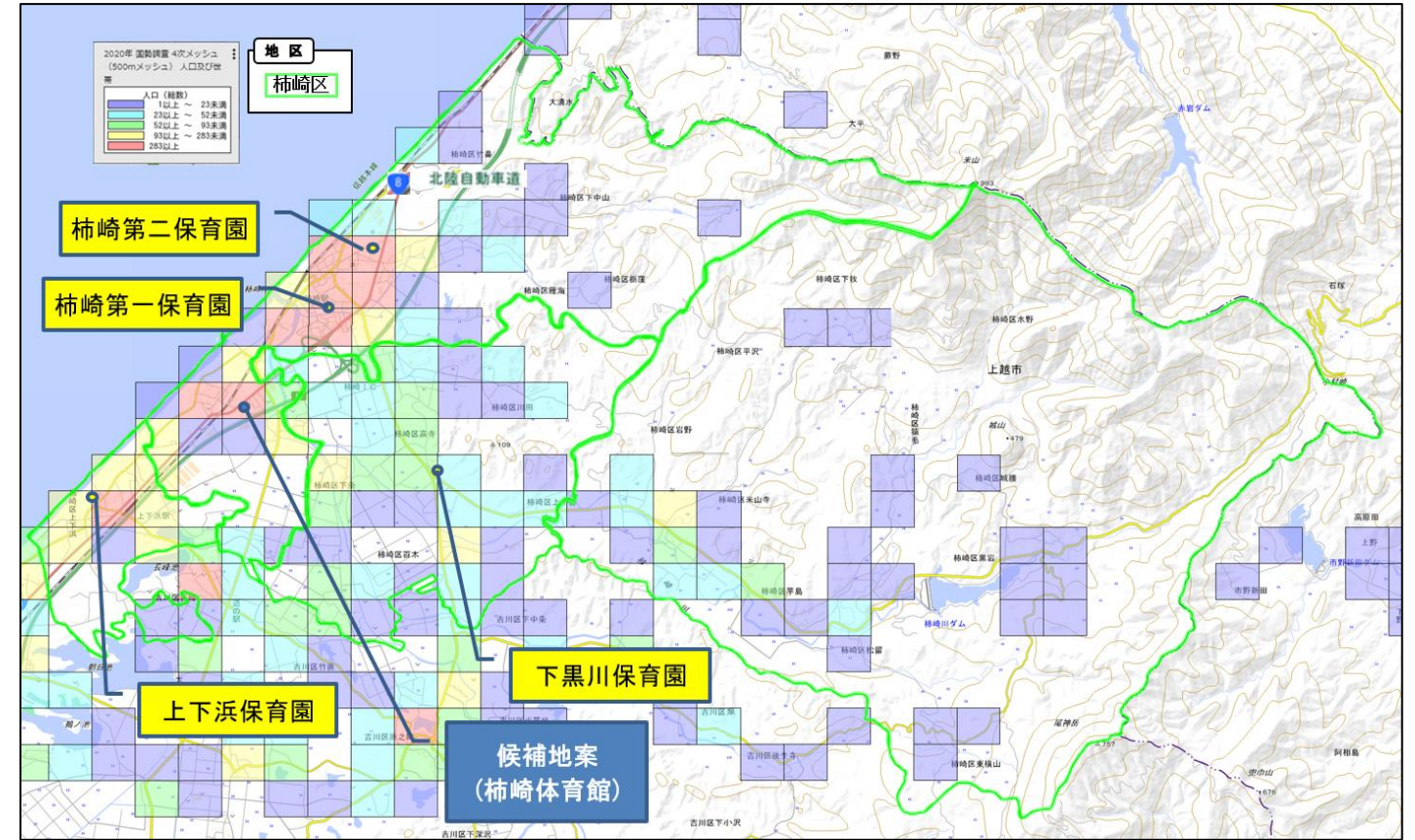
> 上記、候補地選定の考えを基に、柿崎体育館(※)を候補地の一つとして検討。

※当該候補地は、災害リスクや交通の利便性等を考慮した中で、市として、有力な候補地の一つとして考えているが、最終的な建設地の選定にあたっては、地域や保護者の意向等を把握・反映させる必要があることから、現時点では未確定である。

（各園位置図）

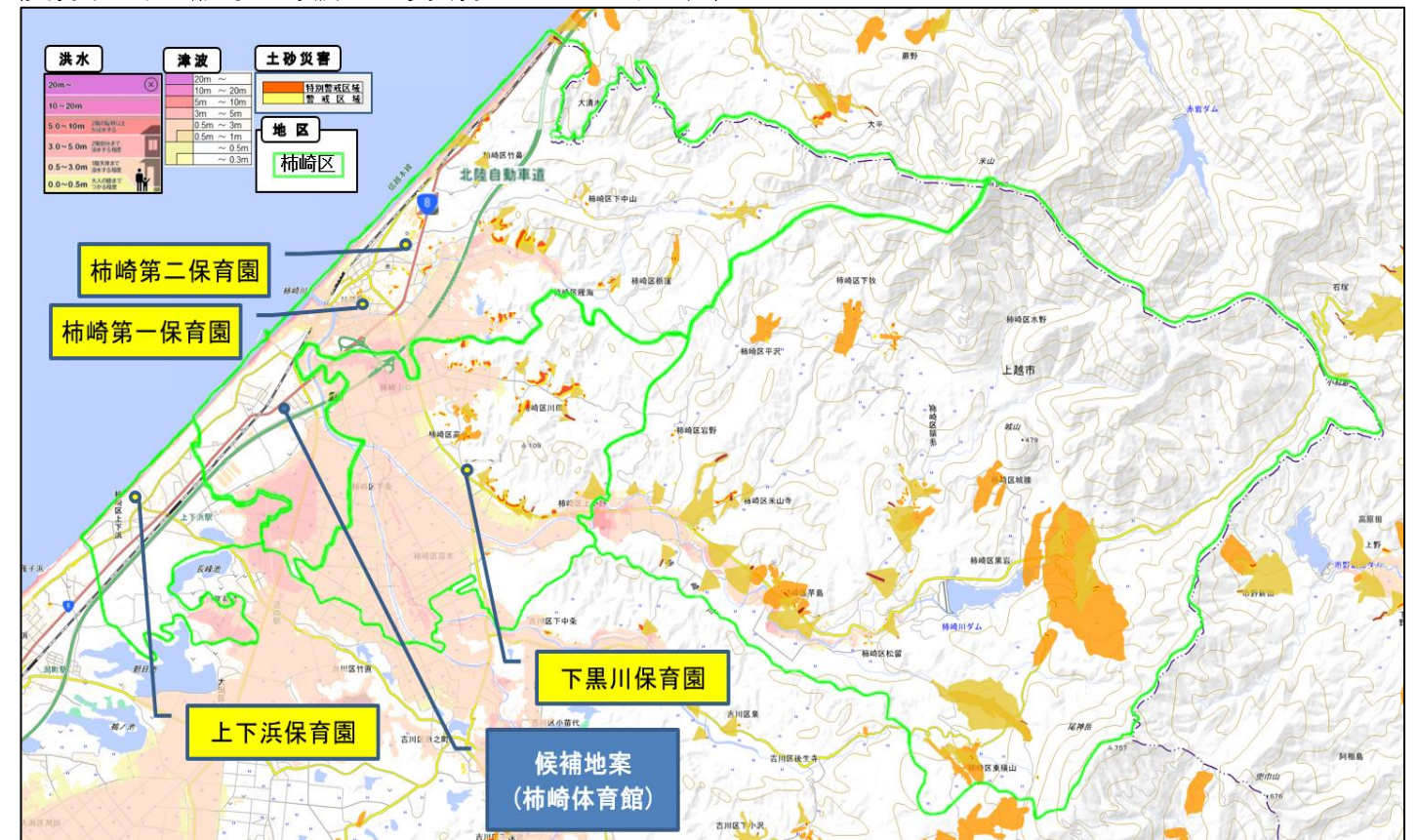


（人口分布）



出典：総務省統計局（e-Stat）

（災害リスク（洪水・津波・土砂災害ハザードマップ））



出典：国土地理院（重ねるハザードマップ）

公立保育園の民間移管について

I 民間移管に向けて

①民間移管とは

公立保育園の「設置運営形態」を市から民間事業者へ移管することです。

②民間移管する目的

多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速な対応が可能

特色ある保育を行う保育園が増える

民間の活力を利用し、将来にわたり
持続可能な保育環境を整える

市全体の保育サービスの向上

私立保育園は運営費に対して国や県が約 1/2 を負担しているため、民間移管した場合は、市の財政負担が縮減されます。

③民間移管のメリットと懸案事項

メリット

- ・保育サービスの向上
- ・保護者の選択の幅が広がる

懸案事項

- ・環境の変化による子どもへの影響
- ・費用負担増への懸念

④民間移管した保育園の保育の拡充例

- ・開園日の拡充（365日保育）
- ・開園時間の拡充（7：00～19：00）
- ・給食の主食提供（3歳以上児、有償）

今後の民間移管においても、
拡充の可能性がります。

II 事業者選定及び各種調整

⑤移管先事業者の公募・選定（民間移管決定後）

事業者の公募

事業者選定委員会の設置

学識、財務、保育関係者のほか、子育てに関わる市民及び地域代表者などによる選定委員会

事業者の審査・選定

- ・基本理念、運営の安定性など様々な基準を審査
- ・基準を満たした中から一番得点が高い事業者を選定

⑥移管先事業者と引継協議（事業者決定後～）

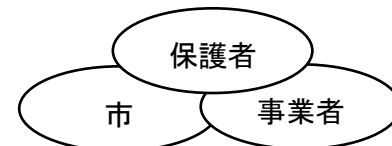
移管先事業者と市で、合同・引継保育や職員確保への取組み、民間移管後の園の運営、条件等について決めていきます。

⑦関係者調整会議の開催（事業者決定後～）

保育内容など、移管後の保育園についての様々な調整事項について、保護者、移管先事業者及び市の三者による関係者調整会議を設置し、協議・決定する方向です。

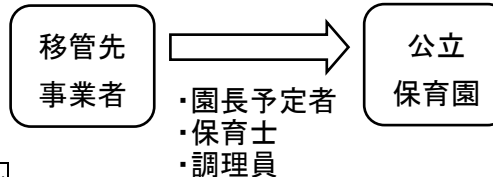
また、新たに導入する内容についても、当会議において、導入可否の話し合いを行います。

話し合い例) 保育内容、通園バス …等



⑧合同・引継保育の実施（移管前の一定期間）

移管先事業者から園長予定者、保育士、調理員が公立保育園に出向し、公立保育園の保育士と一緒に保育を行います。具体的なやり方や引継内容は別途調整し、決定次第お知らせします。



実施目的

- 子どもの個々の状況の把握
- 保護者との関係の構築
- 保育内容や業務等の引継ぎ

III 民間移管スタート

⑨民間移管後の体制

- 公立保育園の保育内容を原則継承
- 認可私立保育園として運営
- 児童福祉法等の関係法令を遵守
- 保育士の配置基準は公立保育園と同じ
- 受入れ定員数は民間移管前の規模を維持
- 保育料は公立保育園と同じ算定方法
- 必要に応じて関係者調整会議の開催

⑩民間移管後のアンケート調査

○民間移管後1年目及び2年目は、民間移管後の保育園についてのアンケート調査を実施します。結果をとりまとめ、保護者へ提供するとともに、移管先事業者にも提供し、改善が必要なものについては、対応を依頼します。

⑪新潟県福祉サービス第三者評価の受審

○民間移管後3年目には、新潟県福祉サービス第三者評価機関の評価を受け、その結果を公表し、評価結果に基づき良質かつ適切な保育サービスの向上を促します。

⑫認定こども園について

○民間移管後は、私立保育園として運営となりますが、移管先事業者の意向によって、民間移管数年後に、認定こども園へ移行する場合があります。移行する場合は、移管先事業者から保護者に説明を行い、同意を得てからとなります。

民間移管することは決定していません。

民間移管については、保護者の意向等を踏まえ、実施の可否を検討します。

民間移管することになった場合は、保護者のご理解、ご協力のもと、十分に話し合いながら進めていき、取組状況等、随時情報提供し、納得を得られるよう進めます。

※本資料とあわせて「公立保育園民間移管Q & A」もご覧ください。

公立保育園民間移管 Q & A

令和5年11月
上越市こども・子育て部
幼児保育課

目 次

1 民間移管について

	項 目	ページ
Q 1	公立保育園の民間移管とはどういうことか。	1
Q 2	なぜ公立保育園を民間移管するのか。	1
Q 3	民間移管に対して不安が大きい。 ※	1
Q 4	民間移管はしないという選択肢はあるのか。 ※	1
Q 5	民間移管は、市の責任の後退や放棄にならないのか。	2
Q 6	市内で民間移管の実績はあるのか。	2
Q 7	統合・民間移管した保育園があまりうまくいっていないと聞いたがどうか。 ※	3
Q 8	民間移管後に移管先事業者の経営状況が悪化し、運営を続けられなくなった場合の対応はどなるのか。	3
Q 9	移管先事業者の健全性を確認してほしい。 ※	3
Q 1 0	民間移管後の園と市との関わりはどのようになるのか。市による監査は行われるのか。 ※	3
Q 1 1	近隣に私立保育園等がない状況で、サービス向上ができるのか。経営難で閉園した場合、市は責任放棄するのか ※	4
Q 1 2	上越市は私立保育園が少ないのか。	4
Q 1 3	民間移管のメリットと懸案事項は何か。	6
Q 1 4	公立保育園から民間移管する際の引継ぎはどのようにするのか。	8

2 保育サービスについて

	項 目	ページ
Q 1	保育内容は変わるのか。	9
Q 2	保育時間は変わるのか。	9
Q 3	保育料は増えないのか。また、その他の費用負担は増えないか。	9
Q 4	給食はどうなるのか。	9
Q 5	園独自の方針、ルールなどが強く出すぎるのではないかと。 ※	9
Q 6	園服や体操着を買うことになるか。	10

3 職員について

	項 目	ページ
Q 1	民間移管すると職員が減らされて、保育の質が低下するのではないかと。	10
Q 2	職員はどうなるのか。	10
Q 3	保育士の年齢や経験年数はどの程度になるのか。園長は経験豊富な職員が配置されるのか。	10
Q 4	民間移管後の園において職員の異動はあるか。	10
Q 5	民間移管した場合、保育士が公務員ではなくなるため、職員確保が難しくなるのではないかと。 ※	10

【※】の設問については、「保育園の今後の方向性に関する意向調査」時に寄せられた質問・意見等です。

1 民間移管について

Q 1 公立保育園の民間移管とはどういうことか。

公立保育園の設置運営形態を市から民間事業者へ移管することです。
保育園の設置運営形態が市か民間事業者かによって、公立保育園か私立保育園に分けられるため、民間移管後は私立保育園となります。

Q 2 なぜ公立保育園を民間移管するのか。

私立保育園や認定こども園等を運営している民間事業者の力を活用することで、多様化する保育ニーズに迅速な対応が可能となり、より柔軟かつ多様なサービスの提供も可能となります。また、特色ある保育を行う園が増え、保護者の選択の幅が拡大すること及び保護者から選ばれる園を目指し競争力が働く効果で、市全体として保育サービスの向上が期待できます。

Q 3 民間移管に対して不安が大きい。 ※

公立保育園の設置運営形態を市から民間事業者へ移管するため、運営形態が変更となりますが、民間移管前の保育内容等を継承することを基本とします。民間事業者が取り組みたい事項があれば、保護者、移管先事業者及び市の三者による関係者調整会議において協議する方向です。

また、運営形態が変更となるため、園長や保育士等の職員がすべて移管先事業者の職員となりますが、引継期間を一定期間設け、子どもの個々の状況の把握、保護者との関係の構築及び保育内容等の引継ぎを行う予定としており、子どもや保護者との関係構築、不安払拭に努めます。

あわせて、保護者には、随時情報提供し、納得を得られるよう協議を進めます。

Q 4 民間移管はしないという選択肢はあるのか。 ※

公立保育園では、すべての園で同一な対応が必要であるため、全員に主食提供してほしい等の保護者の要望に対する回答に時間がかかることや対応できないこともあります。一方、私立保育園では、園ごとに機動的に対応することが可能となります。核家族化や共働き世帯の増加で、保育ニーズも多様化し、迅速な対応が求められる中、民間移管が有効であると考えております。

なお、移管先事業者は公募により決定しますが、応募がない又は審査基準を満たす民間事業者がない場合には、市で運営することも考えられます。

Q 5 民間移管は、市の責任の後退や放棄にならないのか。

児童福祉法第 24 条第 1 項には、「市町村は、(中略) 保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、(中略) 当該児童を保育所において保育しなければならない。」とあります。

これは、保育に関する市町村の責任を明示した規定ですが、「運営形態が公立保育園でなければならない」という意味ではなく、保育そのものを市が行うか、市から民間に委託するかは市町村の判断によるものとされています。そのため、私立保育園への入園及びご負担いただく保育料は市が決定しています。

なお、上越市では、令和 5 年 4 月 1 日現在、公立認可保育園 34 園と社会福祉法人等が運営する私立認可保育園等 31 園において、合わせて 4,564 人の児童を保育していますが、私立認可保育園等では、2,615 人(全体の約 57%)の児童を保育しており、本市の保育行政に大きく貢献しています。

このような状況であることから、民間移管により私立保育園で保育を行うことは、市の責任の後退や放棄するものではありません。

Q 6 市内で民間移管の実績はあるのか。

当市における公立保育園民間移管の実績は次のとおりです。

時期	対象園	移管先事業者
平成 27 年 4 月	東城保育園	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園
平成 29 年 4 月	吉川区内の公立 2 園と私立 1 園による統合園	社会福祉法人吉川福祉会
令和 2 年 4 月	名立区内の公立 1 園と私立 1 園による統合園	社会福祉法人江恵会
令和 4 年 4 月	つちはし保育園	社会福祉法人みんなでいきる
	春日保育園	社会福祉法人上越妙高福祉会
	なおえつ保育園	株式会社リボーン
	さんわ保育園	社会福祉法人上越あたご福祉会

民間移管に伴い、一部の保育園では延長保育時間の拡充等、保育サービスの向上が図られました。また、民間移管後に実施した保護者アンケートにおいて、大部分の方が移管先事業者の運営について満足しているという結果を得られました。

Q 7 統合・民間移管した保育園があまりうまくいっていないと聞いたがどうか。 ※

統合・民間移管後の保護者アンケートにおいては、概ね満足頂いている結果となっています。中には、満足していないと回答もありましたが、アンケート結果を民間移管園に提供し、改善を依頼しています。

Q 8 民間移管後に移管先事業者の経営状況が悪化し、運営を続けられなくなった場合の対応はどなるのか。

保育は福祉施策の一つであり、子どもの年齢や人数に応じた経費を委託料として市から施設（移管先事業者）に支払うことから、本来であれば安定した経営が可能であると考えています。しかしながら、仮に運営を続けられなくなった場合は、別の事業者に変更するか市が運営するかなどの方法で対応します。

Q 9 移管先事業者の健全性を確認してほしい。 ※

移管先事業者の選定は、公平性・透明性を確保するため、学識、財務、保育関係者のほか、子育てに関わる市民及び地域代表者などによる事業者選定委員会を設置し、経営の安定性・体制確保等の評価項目を設け選定基準や募集要項を策定したうえで、公募、審査を行い、市長が最終的に決定する予定です。

Q 10 民間移管後の園と市との関わりはどのようになるのか。市による監査は行われるのか。

Q 5 のとおり、市には保育に欠ける児童を保育する責務があり、それを担う認可保育園の運営形態が公立か私立かは問いません。民間移管後は、保護者アンケート等を通じて園の運営状況を把握し、移管条件（募集要項、協定書及び関係者調整会議で協議した事項等）が守られているか確認をするとともに、必要な場合は指導をします。

また、他の私立保育園と同様に指導監査があり、施設、職員配置等、運営全般について監査され、必要な助言指導が行われます。

Q 1 1 近隣に私立保育園等がない状況で、サービス向上ができるのか。経営難で閉園した場合、市は責任放棄するのか ※

保育は、児童福祉法や他関連法令に基づき、保護者の就労等の事由で保育が必要な方に対して保育を行います。保育ニーズにあわせてのサービス向上に努め、多くの方から入園していただくために「選ばれる園」を目指し、特色のある保育を実施する場合がありますが、子どもや保育ニーズに応えることが第一です。

また、よしかわ保育園、名立たちばな保育園及びさんわ保育園においては、区内に1園のみですが、民間事業者が運営しています。どの園においても、保育ニーズに対応しながら運営を行っており、民間移管後のアンケートでは、大部分の方から満足しているという回答をいただいています。

なお、Q 8のとおり、子どもの年齢や人数に応じた経費を委託料として支払うことから、安定した経営が可能であると考えていますが、仮に運営を続けられなくなった場合は、別の事業者に変更するか市が運営するかなどの方法で対応します。

Q 1 2 上越市は私立保育園が少ないのか。

令和5年4月1日時点で、新潟県内の認可保育園数は447施設（公立：308施設、私立：139施設）、認定こども園数は302施設（公立：17施設、私立：285施設）あります。

また、入園児童数は、認可保育園で29,909人（公立：19,053人、私立：10,856人）、認定こども園で25,459人（公立：1,690人、私立：23,769人）となっています。

一方、上越市内の認可保育園数は39施設（公立：34施設、私立：5施設）、認定こども園数は26施設（公立：0施設、私立：26施設）となっており、入園児童数は、認可保育園で2,682人（公立：1,949人、私立：733人）、認定こども園で1,882人（公立：0人、私立：1,882人）となっています。

上越市は県内の自治体と比較した場合、公立が多い状況となっています。

○ 上越市及び新潟県の施設数・入園児童数（令和5年度）

	新潟県	上越市
公立認定保育所	308 (19,053人)	34 (1,949人)
私立認定保育所	139 (10,856人)	5 (733人)
公立認定こども園	17 (1,690人)	0 (0人)
私立認定こども園	285 (23,769人)	26 (1,882人)
計	749 (55,368人)	65 (4,564人)

○ 認可保育園の施設数・入園児童数の状況（令和5年度）

区分	施設数					入園児童数				
	全体 (箇所)	公立 (箇所)	比率 (%)	私立 (箇所)	比率 (%)	全体 (人)	公立 (人)	比率 (%)	私立 (人)	比率 (%)
新潟県 全体	447	308	68.9	139	31.1	29,909	19,053	63.7	10,856	36.3
上越市	39	34	87.2	5	12.8	2,682	1,949	72.7	733	27.3
新潟市	134	83	61.9	51	38.1	9,762	5,711	58.5	4,051	41.5
長岡市	43	29	67.4	14	32.6	2,601	1,476	56.7	1,125	43.3
三条市	25	9	36.0	16	64.0	2,310	809	35.0	1,501	65.0
柏崎市	27	14	51.9	13	48.1	1,745	713	40.9	1,032	59.1
新発田市	18	13	72.2	5	27.8	1,074	702	65.4	372	34.6
十日町市	7	4	57.1	3	42.9	328	170	51.8	158	48.2
妙高市	4	4	100.0	0	0.0	235	235	100.0	0	0.0
糸魚川市	13	8	61.5	5	38.5	571	417	73.0	154	27.0

○ 認定こども園の施設数・入園児童数の状況（令和5年度）

区分	施設数					入園児童数				
	全体 (箇所)	公立 (箇所)	比率 (%)	私立 (箇所)	比率 (%)	全体 (人)	公立 (人)	比率 (%)	私立 (人)	比率 (%)
新潟県 全体	302	17	5.6	285	94.4	25,459	1,690	6.6	23,769	93.4
上越市	26	0	0.0	26	100.0	1,882	0	0.0	1,882	100.0
新潟市	129	1	0.8	128	99.2	11,164	149	1.3	11,015	98.7
長岡市	40	1	2.5	39	97.5	4,000	71	1.8	3,929	98.2
三条市	5	0	0.0	5	100.0	254	0	0.0	254	100.0
柏崎市	4	0	0.0	4	100.0	110	0	0.0	110	100.0
新発田市	16	0	0.0	16	100.0	1,557	0	0.0	1,557	100.0
十日町市	13	0	0.0	13	100.0	678	0	0.0	678	100.0
妙高市	5	4	80.0	1	20.0	433	380	87.8	53	12.2
糸魚川市	4	0	0.0	4	100.0	141	0	0.0	141	100.0

Q13 民間移管のメリットと懸案事項は何か。

認可保育園及び認定こども園の保育料は、公立・私立にかかわらず同一の算定基準で求められ、職員配置基準及び設備基準も同じであり、それらに基づき保育サービスを提供しています。上越市内においても公立・私立を問わず、同様の質の高い保育サービスを提供しています。そのような状況の中で、民間移管のメリットと懸案事項については、下記のとおりです。（主なものを記載）

【メリット】

保育サービスの向上	延長保育時間の拡充や休日保育の実施など、保育ニーズにあったサービスの提供に期待できます。また、英語や体操教室の開催など、特色や独自性のある保育の実施が見込まれます。
利用者(保護者)の選択肢の拡大	私立保育園の増加に伴い、特色ある保育の充実により、それぞれの保育サービス等を選択（保育園の選択）することができるため、保護者の選択肢の拡大が図られます。
対応(判断)の迅速化	民間移管された保育園は基本的に1園ごとの運営になることから、公立保育園と比較した場合、対応の迅速化など、柔軟な運営が可能となります。
国・県による運営費の負担	公立保育園の運営費は、市が全額負担しています。民間移管された保育園は、運営費に対して国や県が約1/2を負担しているため、市の負担が大幅に軽減されるとともに、その軽減された財源を他の子育て施策等に振り向けることが可能となります。

○令和4年4月に民間移管した保育園における保育サービスの拡充例

	移管前	移管後
開園日の拡充	月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）	<u>365日</u> （日曜日、祝日、年末年始は事前申し込みが必要）
開園時間の拡充	平日：7:30～19:00 土曜日：7:30～17:00	平日、土曜日、 <u>日曜日：7:00～19:00</u>
給食サービスの充実	3歳以上児に対する主食提供なし（月1回程度の完全給食日を除く）	<u>毎日、希望する3歳以上児に主食提供（有償）</u>
その他特色等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者支援アプリ（スマートフォン）の導入 ・専任ソーシャルワーカー（児童家庭相談員）の配置 ・法人の相談支援センター等と連携 ・法人内の他施設との交流 など 	

【懸案事項と対応策】

懸案事項	対応策
保育士等、環境が変わることによる児童への影響	引継期間を一定期間設け、市と移管先事業者の保育士が合同で保育を行い、子どもの個々の状況の把握、保護者との関係の構築及び保育内容等の引継ぎを行う予定としており、子どもや保護者の環境変化に対する不安払拭に努めます。
保育の質が低下するのではないか	移管先事業者の選定にあたっては、有識者等による事業者選定委員会を設置し、運営に対する体制や経営の安定性等の評価項目を設けた上で審査します。 また、国の指針に基づき保育を行っていることから、公立・私立を問わず保育の質は確保されます。
過剰な保育サービスが提供されるのではないか	どこからが過剰なサービスかは個々で受け止め方が異なりますが、民間移管時は公立と同様の保育内容で運営します。
費用負担が増えるのではないか	現在の保育内容等の継承が基本であるため、費用負担が増えることはありません。特色ある保育の実施や体操着の購入等により、新たに費用負担をお願いする場合は、関係者調整会議において導入可否を協議します。
職員が確保されないのではないか	保育士の配置基準は、国の基準を基に市独自で配置基準を決めています。公立、私立にかかわらず、遵守が義務づけられています。
気になる子の受け入れ体制への不安	公立、私立にかかわらず気になる子を受け入れている状況であり、かつ現在の保育内容の継承が基本であることから、継続して受け入れ体制を整えます。
利益重視の運営になるのではないか	民間移管時に、保育園の運営にあたり遵守する事項を示した「保育園運営に関する協定書」を移管先事業者と締結することにより、適切な保育運営を行うことに合意していただくため、利益重視の運営にはなりません。 【令和4年4月民間移管した際の協定書において定めた項目】 (抜粋) ・関連法令を遵守すること。 ・保育指針を参考に保育計画を作成し、実施すること。 ・保育の継続性を重視しむやみに保育士を入れ替えないこと。 ・医療的ケア児を受け入れた場合は看護師を配置すること。 ・発達を支援する必要がある児童を移管前と同様に受け入れること。 ・保護者のニーズに応じた特別保育事業を実施すること。 ・育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。 ・宗教的な行事・行為は行わないこと。 ・市や県の指導監査に従うこと。

Q 1 4 公立保育園から民間移管する際の引継ぎはどのようにするのか。

令和4年4月に民間移管した保育園では、1年間かけて移管先事業者から園長予定者、保育士、調理員が移管園に出向し、公立保育園の職員と一緒に保育や調理をしていくことで、子どもの個々の状況の把握、保護者との関係の構築及び保育内容等と業務の引継ぎを行いました。(合同・引継保育)

また、移管後の保育内容等について、保護者、移管先事業者及び市で現行の保育内容を三者で確認した上で、民間移管後の園での保育内容を話し合っ決めてました。(関係者調整会議)

今後民間移管する場合においても、合同・引継保育の実施及び関係者調整会議を開催する方向です。なお、具体的なやり方や引継内容は別途調整します。

2 保育サービスについて

Q 1 保育内容は変わるのか。

民間移管前の保育内容等を継承することを基本としますが、各園の状況を整理した上で、保護者、移管先事業者及び市による関係者調整会議において、保育内容等を協議・決定する方向です。

Q 2 保育時間は変わるのか。

現在の開園日、保育時間は確保します。ただし、保育時間の拡充や休日保育の実施など、移管先事業者によってはサービスが拡充されることもあります。

Q 3 保育料は増えないのか。また、その他の費用負担は増えないか。

保育料は、条例等に基づいて市が決定しているため、公立と私立での違いはなく、民間移管したことによって保育料が高くなることもありません。

なお、保育料以外の費用負担については、現在の費用負担を基本とすることを原則として民間事業者を公募する予定ですが、特色のある保育の実施等のため、追加で負担を求める場合は、保護者、移管先事業者及び市による関係者調整会議において決定する方向です。

ただし、給食費については、実費徴収として移管先事業者が決定した額となることから、公立と同額にならない場合があります。

Q 4 給食はどうなるのか。

国の基準でも原則として自園での調理が義務付けられていることから、これまでと同様に施設内で調理し提供することを基本として公募する予定です。私立保育園は、市の栄養士が作成した公立の献立を参考に、各園の方針にあった献立を作成しています。なお、私立保育園からの相談等も市の栄養士が対応しています。

食物アレルギーを持つ子どもへの対応を丁寧に行うことや栄養士の資格を持つ職員の配置を移管先事業者の公募条件にする予定であり、安全・衛生面、栄養面で質の確保を図ります。

Q 5 園独自の方針、ルールなどが強く出すぎるのではないかと。 ※

民間移管後の園の方針やルール等については、保護者、移管先事業者及び市の三者による関係者調整会議において現行の保育内容を確認した上で、変更する項目について協議する方向です。

あわせて、民間移管後、保護者アンケート等を通じて園の運営状況を把握し、移管条件（募集要項、協定書及び関係者調整会議で協議した事項等）が守られているか確認をするとともに、必要な場合は指導をします。

Q 6 園服や体操着を買うことになるか。

今後、保護者、移管先事業者及び市による関係者調整会議において協議の上で導入可否を決定する方向です。

3 職員について

Q 1 民間移管すると職員が減らされて、保育の質が低下するのではないか。

市内の認可保育園の保育実施に当たっては、公立、私立にかかわらず国及び市独自に定める基準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士の配置人数が定められているため、公立保育園と同様の保育水準が保たれます。また、移管先事業者の募集に当たっては、配置する職員の経験年数等を条件として付す予定です。

Q 2 職員はどうなるのか。

正規職員については、人事異動により他の公立保育園で勤務することとなります。その他職員については、本人の希望があれば民間移管した園で勤務できるよう、公募で決定した移管先事業者と協議します。

Q 3 保育士の年齢や経験年数はどの程度になるのか。園長は経験豊富な職員が配置されるのか。

移管先事業者の公募に当たり、保育士の年齢は特に問いませんが、5年以上の保育実務経験者を1/3以上配置するなど一定の条件を設ける予定としており、経験者を配置することで、質の確保を図ります。

園長についても、認可保育園で20年以上の勤務経験があるなど条件を付す予定としており、十分な経験を積んだ職員が配置されるようにします。

Q 4 民間移管後の園において職員の異動はあるのか。

移管先事業者にもよりますが、基本的には民間移管した園で当面勤務することになりますが、既に別の保育園等を運営している事業者であれば、運営している保育園等の中で異動する可能性があります。

Q 5 民間移管した場合、保育士が公務員ではなくなるため、職員確保が難しくなるのではないか。 ※

職員確保は、移管先事業者が給与形態や福利厚生等を定め、募集します。

市としても、公立保育園に勤務していた非正規職員が希望した場合、移管先事業者に雇用されるよう協議することとします。既に民間移管した園では、公立保育園時に勤務していた非正規職員が、移管時に移管先事業者から正規職員として雇用されています。継続して当該園に勤務することにより、子どもや保護者の不安解消にもなっています。

柿崎空き家活かそうプロジェクト 会議記録

日 時	令和5年11月30日(水) 17:50~19:20	出席者	蓑輪委員長、吉井会長、片桐(宏)委員、中村委員、小出
場 所	柿崎コミュニティプラザ 市民活動室		
記録者	小出	欠席者	片桐(充)委員
標 題	第33回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議		
<p>■本日のテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員及び協賛の申込状況について 2 第5回設立準備委員会の協議事項について <p>■協議結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員及び協賛の申込状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員 <ul style="list-style-type: none"> ・11月30日現在 事業関連業種：3社、9万円 その他の業種：1社、1万円 ・入会申込書は届いていないが、現在の入会見込み数 事業関連業種：9社、27万円 その他の業種：5社、5万円 (2) 協賛 <ul style="list-style-type: none"> ・11月30日現在 29口、8.7万円（予算比 ▲16口、▲4.8万円） 2 第5回設立準備委員会の協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立総会の議案等について <ol style="list-style-type: none"> ① 開催日時：令和6年2月14日(水)午後6時 会 場：柿崎コミュニティプラザ4階 ホール ② 来 賓 <ul style="list-style-type: none"> ・中川上越市長（祝辞） ・楡井県会議長（祝辞） ・武藤市議 ③ 議長及び議事録署名人 <ul style="list-style-type: none"> ・会員が確定していないので、次回の設立準備委員会で協議し決定する。 ④ 経過報告及び議事 <ul style="list-style-type: none"> ・修正なし ・第2号議案 役員の選任について →設立総会までに選考し、総会において提案、承認を求める。 			

⑥ 会員名簿について

- ・様式の修正なし

(2) 設立総会開催の案内文書について

- ・修正なし

(3) 役割分担

- ・集合時間 午後 5 時
- ・準備、後片付け 設立準備委員会委員
- ・受付 片桐(充)委員、小出委員
- ・司会進行 蓑輪プロジェクト委員長
(出席者数報告を含む)
- ・来賓対応 吉井委員長
- ・開催挨拶 吉井委員長
- ・経過報告 吉井委員長
- ・議案提案、説明 吉井委員長
- ・会場整理 片桐(宏)委員、中村委員
(質疑応答のマイク係を含む)
- ・写真撮影、録音 事務局

(4) 準備する物品

- ・音響設備 (マイク 3 本等)
- ・受付簿
- ・手指消毒用アルコール
- ・ホワイトボード
- ・席次名札 (委員長席、副委員長席、議長席、司会、来賓、報道席)
- ・表示 (かきざき空き家利活用協議会設立総会：横断幕及び玄関看板表示、次第、受付、報道席、会場案内図)

以 上

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書
上越市環境影響評価会議 答申（案）について

○大気質

- ・二酸化硫黄について、方法書に記載がないため、評価の必要性を検討するとともに、必要に応じて評価項目に追加すること。

○水質

- ・水質調査に当たっては、環境基準で設定されている項目にとらわれずに測定する、頻度を上げる、モニタリングシステムを設置するなどの方法を検討すること。

○動物

- ・近年、日本海側の海岸線でガビチョウ、アライグマ等の特定外来生物が急速に分布を増やしているため、実態を把握するための調査を行うとともに、調査においてこれら生物を確認した場合は、駆除のために関係機関に連絡するなど必要な対応を行うこと。
- ・上記調査の状況を踏まえ、調査及び対応を継続的に実施すること。

○植物

- ・植生調査、群落調査に当たっては、なるべくくまなく調査するよう配慮するとともに、可能な限り広く植物相の把握に努めること。

○付帯事項

- ・遮水工の整備に当たっては、地形等の条件を考慮のうえ必要な対策を講じること。
- ・工事に係る盛り土や覆土に当たっては、地質ボーリング調査の結果を踏まえ必要な対策を講じること。
- ・施設の設計に当たっては、降雨量の想定など適切に検討して進めること。
- ・施設の緑化について、環境への影響を配慮し、地域に植生する樹種の選定や外来種がなるべく入らない方法・手法を採用すること。
- ・温室効果ガスであるメタンガスの排出について、今後国の法令等で排出に係る基準等が設けられる可能性があるため、動向に応じて適切に対処すること。